

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援の利用の取扱いについて

平素より、板橋区の障がい福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

就労系福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）において、在宅でのサービス利用を提供する事業所の取り扱いについて、下記の通りといたしますので、ご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 在宅支援の利用の取扱いについて

在宅でのサービス利用について、本人の希望や特性を踏まえつつ、以下の対応をお願いいたします。

- ① 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を 1 週間に付き 1 回は行うこと。
※健康状態や生活状況の確認等の必要性を鑑み、対面での評価をお願いしています。
- ② 事前に個別支援計画、「在宅利用でのサービス提供実施に係るチェックリスト」（別紙参照）を障がいサービス課各地域支援係へ提出すること。
- ③ 在宅利用を行ったサービス提供日については、実績記録票の備考欄に、在宅利用である旨を記載すること。
- ④ 板橋区から求めがあった場合には、計画相談支援事業所によるモニタリングや医師への本人状況確認等を行うこと。

2 在宅支援の利用の手順について

- ① 板橋区では従前より、在宅支援の利用を希望する場合は本人又は事業所から、事前に利用の方法等に関する相談をもって、在宅支援の利用の確認を行っています。在宅支援の利用の相談先（支給決定機関）は以下の部署となっております。
障がいサービス課 板橋地域支援係：03-3579-2460
障がいサービス課 赤塚地域支援係：03-3938-5118
障がいサービス課 志村地域支援係：03-3968-2337（2339）
利用者の住所によって担当係が分かれていますのでご確認の上ご連絡ください。
※上記 1 の②の資料をご用意の上、ご相談ください。
- ② 在宅支援の利用を実施する際の報酬算定にあたっては、1 の③にある通り、実績記録票の備考欄に「在宅支援」と明記の上传送してください。その他請求のことでご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《お問合せ先》

板橋区福祉部障がい政策課認定給付・指導係

TEL 03-3579-2392